

京都市消防局訓令乙第4号

各 部
防 災 危 機 管 理 室
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局事務分掌規程及び京都市消防署事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年10月30日

京都市消防局長 三 浦 孝 一

京都市消防局事務分掌規程及び京都市消防署事務分掌規程の一部を改正する規程

(京都市消防局事務分掌規程の一部改正)

第1条 京都市消防局事務分掌規程の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「防火管理」の右に「及び防災管理」を加え、同条第5号中「防火管理者」の右に「, 防災管理者」を加え、同条第26号中「防火対象物点検」の右に「, 防災管理点検」を加える。

(京都市消防署事務分掌規程の一部改正)

第2条 京都市消防署事務分掌規程の一部を次のように改正する。

第1条予防課の項第4号中「防火管理者」の右に「, 防災管理者」を加え、同項第17号中「防火対象物点検」の右に「, 防災管理点検」を加える。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(消防局総務部企画課)